

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和7年10月30日（木） 午前10時00分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

【市民生活部】

(1) 国民健康保険の資格確認書等の交付について

【健康福祉部】

(1) 自立支援医療費の過大支給について

3 その他

環境市民厚生常任委員会資料

【市民生活部】

令和7年10月

国民健康保険の資格確認書等の交付について

1. 制度概要

健康保険証は令和6年12月2日から従来の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを保険証として利用登録したもの）を基本とした仕組みに移行しています。

亀岡市国民健康保険の被保険者証および高齢受給者証（70歳以上）は、1年間の経過措置を経て令和7年12月1日で有効期限が満了し廃止となります。

令和7年12月2日からは「マイナ保険証」か「資格確認書」で医療機関・薬局を受診することになります。

2. 実施内容

「資格確認書」「資格情報のお知らせ」のいずれかを全被保険者に11月中に送付

① マイナ保険証をお持ちの方

送付物 「資格情報のお知らせ」

有効期限 70歳以上の方 令和8年7月31日（毎年更新）

70歳未満の方 期限なし

② マイナ保険証をお持ちでない方（要配慮登録者含む）

送付物 「資格確認書」 ※高齢受給者証と一体化

有効期限 70歳以上の方 令和8年7月31日（毎年更新）

70歳未満の方 令和9年7月31日（2年更新）

※今回は70歳以上と更新時期を合わせるため7月末まで

3. 対象者

国民健康保険加入者 15,286人(R7.10.15時点)

【内訳】「資格確認書」 5,055人（33%）

「資格情報のお知らせ」 10,231人（67%）

4. 周知の方法

- ・広報かめおか（11月号）に掲載
- ・「国保だより」及びリーフレットを送付
- ・市内医療機関にポスター掲示
- ・ホームページに掲載

5. 要配慮者の申請について

マイナ保険証での受診が困難で介助等を必要とされる場合は、介助が必要であることがわかる書類（障害者手帳、要介護認定証など）を添えて申請すれば、マイナ保険証を利用の人も資格確認書を取得できる

保険証廃止後の取り扱い

		令和7年12月1日まで	令和7年12月2日から	
種別		被保険者証	資格確認書	資格情報のお知らせ
交付対象者		全員	マイナ保険証非保有者 要配慮申請者等	マイナ保険証保有者
形状		カード型(水色)	はがき型(黄色)	A4サイズ (切り取ってカードサイズに)
記載内容		保険者・記号・番号・氏名・生年月日・性別・適用開始年月日・交付年月日・世帯主氏名・住所・有効期限	現行保険証と同じ項目 70歳以上は負担割合・発効期日を追加	保険者・記号・番号・氏名・適用開始年月日・交付年月日 70歳以上は負担割合・発効期日
有効期限	70歳以上	令和7年12月1日 (高齢受給者証は1年更新)	令和8年7月31日	令和8年7月31日
	70歳未満	令和7年12月1日	令和9年7月31日	有効期限なし
対象者数(R7.10.15現在)			5,055人	10,231人

自立支援医療費の過大支給について

1 内容について

腎臓機能が低下した患者が受ける人工透析の一部を公費負担する「自立支援医療費（更生医療）」を会計検査院が調べた結果、本来は医療保険が支払うべき分も自立支援医療費として公費から支出していたとして、新聞報道されました。（京都新聞朝刊 R7.10.15）

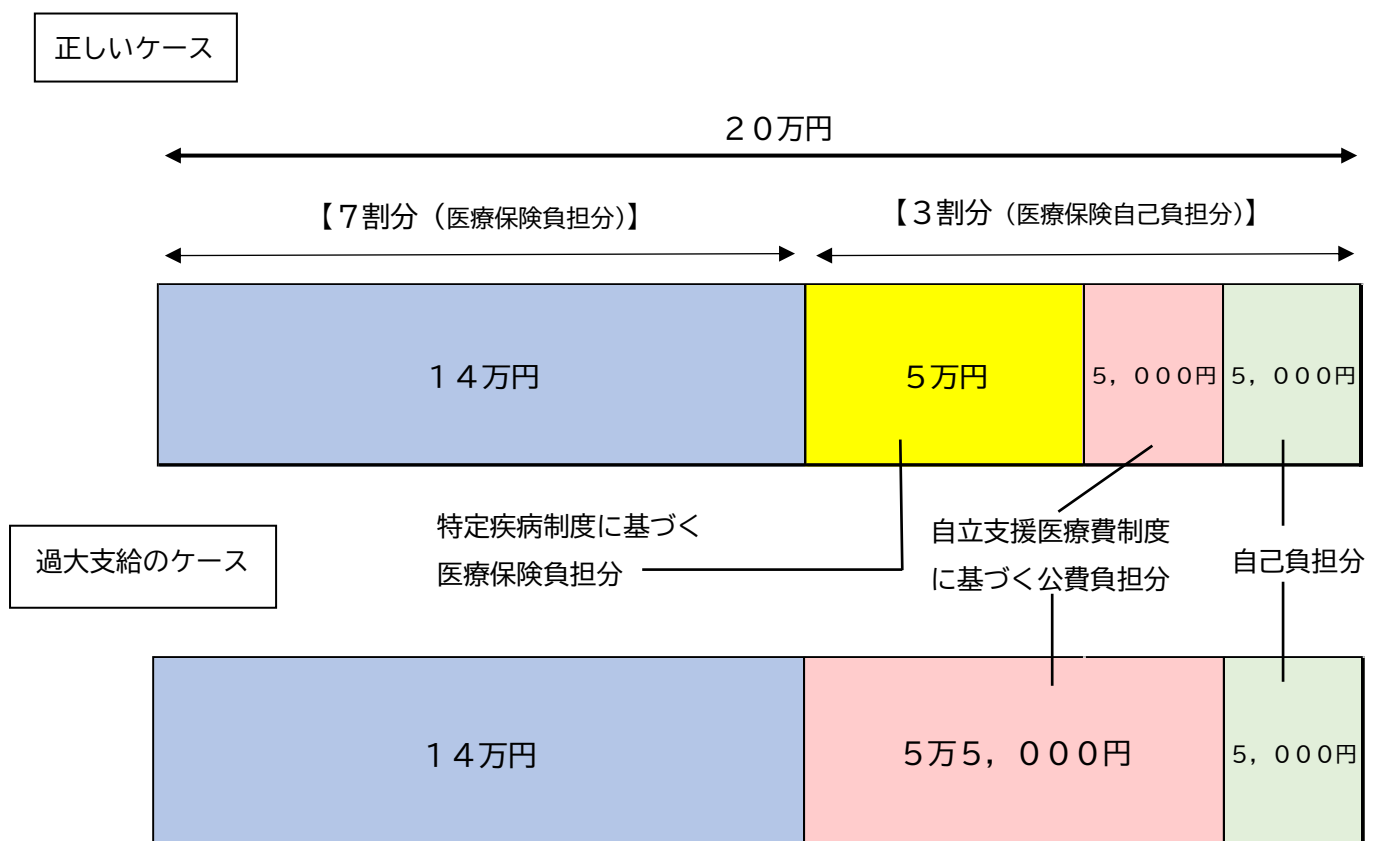
2 制度について

多額の費用がかかる人工透析の患者の自己負担額を軽減するため、医療保険による特定疾病制度と公費負担による自立支援医療制度があります。

両制度は併用が可能で、まず、医療保険による自己負担額のうち、特定疾病制度に基づいた自己負担限度額までを医療保険が負担し、さらに残った自己負担額の一部を自立支援医療費が負担するしくみとなっています。

●自立支援医療費過大支給のイメージ

※ 医療費（10割）月額20万円で自己負担額が5,000円の場合



3 経過と今後の対応について

会計検査院による自立支援医療費の検査において、特定疾病制度未適用による公費の過大支給が判明しました。

過大支給の原因は、自立支援医療受給申請時において特定疾病適用の有無を確認するだけにとどまり、診療報酬請求時に審査を行っていなかったことによるものです。


対応として既に、自立支援医療受給者証に特定疾病療養受療証も併せて医療機関窓口に提示するよう注意書きを記載し、診療報酬の審査についてもシステム等を活用して確実にを行うこととします。

4 今回の件に関する影響について

今回の件は、公費と医療保険の負担割合の問題であり、人工透析患者の自己負担額については影響ありません。


本来、医療保険で負担する分については、今後、医療保険者に過誤請求を行っていくとともに、公費である自立支援医療費には国と京都府の負担金が充てられているため、過大支給分については、返還手続きを行っていきます。

【参考】	過大支給額	令和5年度分	33名分	2,812,452円
			国(1/2)	1,406,226円
			府(1/4)	703,113円

京 都 府 国 民 健 康 保 険 証 特 定 疾 病 療 養 受 療 証	
有効期限 交付年月日	
認定疾病名	
記号・番号	
被 保 険 者	氏 名
	生年月日
発効期日	
自己負担限度額	
保険者番号	<input type="text"/>
並びに 交付者の 名称及び印	京都府亀岡市安町野々神8番地 亀 岡 市 

特定疾病療養受療証
(医療保険制度)

自立支援医療受給者証
(障がい制度)

自立支援医療受給者証 (更生)	
公費負担者番号	<input type="text"/>
自立支援医療費 受給者番号	<input type="text"/>
フリガナ	<input type="text"/>
氏 名	<input type="text"/>
生年月日	性別 <input type="text"/>
住 所	<input type="text"/>
被保険者証の 記号及び番号	保険者名 <input type="text"/>
重度かつ継続	<input type="text"/>
区民者総合支援法に基づく 自己負担上限額	<input type="text"/>
有効期間	<input type="text"/>
備 考	本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口にて提示してください。
亀岡市福祉事務所長 	
※この受給者証は黒色の電子公印を使用しています。	

指 定 医 療 機 関 名	
名 称	所在地・電話番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
公費負担の対象 となる障害	<input type="text"/>
医療の具体的 方 針	<input type="text"/>
物忘れ減速受給者証	有

特記事項	<input type="text"/>
------	----------------------